

成熟市民社会型企業法制の創造

—企業、金融・資本市場法制の再構築とアジアの挑戦—

Creating New Corporate Legal Systems for Mature Civil Society

- Restructuring Legal Systems of Corporation,

Finance and Capital Market and Asian Challenges —

活動報告

緊急シンポジウム

「企業統治と会社法改正中間試案をめぐって」

(2012/01/21 開催)

オリンパス、大王製紙事件等の不祥事を巡って多くの議論が展開されており、折しも法制審議会会社法制部会による会社法改正に関する中間試案が公表され、パブリックコメントに付されております。本シンポジウムでは、今、企業統治・企業結合法制等々について何を論ずべきかについて、中間試案の評価を中心に幅広い視野での論議が活発に行われ、多方面にわたる多くの関係者から大きな関心が集められました。

挨拶 上村達男(早稲田大学教授、法制審議会会社法制部会委員)

大久保勉(参議院議員・民主党資本市場企業統治改革WT座長)

「企業統治に関する民主党の取り組み」

塩崎恭久(衆議院議員・自民党企業資本市場法制PT座長) <ビデオメッセージによる参加>

「企業統治に関する自民党の取り組み」

稲葉威雄(弁護士、元早稲田大学教授、元法務省民事局審議官、元広島高裁長官)

「会社法改正に望まれるもの—中間試案に関連して」

神作裕之(東京大学教授、法制審議会会社法制部会幹事)

「中間試案と企業統治」

尾崎安央(早稲田大学教授)

「中間試案と企業結合法制」

黒沼悦郎(早稲田大学教授)

「中間試案と株式・資金調達その他の論点(キャッシュアウトを含む)」

上村達男(早稲田大学教授)

「残された本質論的課題とは何か」

シンポジウム(報告者全員—各報告に対する相互コメントを中心に)

後半に行われた議論では、社外取締役の意義と選任義務付けの方法、監査・監督委員会設置会社制度の意義、監査役会の権限と監査の実効性を確保するための仕組みや、子会社取締役等に対する多重代表訴訟制度の必要性、子会社株式の譲渡における手続規制の提案、親子間利益相反取引により不利益を受けた子会社少数株主の保護、情報開示の充実など、様々な課題が取り上げられました。また、会社法制に関する今回の改正の意義及びその背景にある本質的な問題(区分立法の再構築、取締役概念の再構築等)についても活発な議論が取り交わされました。

(レポート: GCOE研究助手 韓 敬新)



全人代常務委員会法制工作委員会代表団が電気通信法に関する研究交流を目的に来日

早稲田大学GCOEと中国全人代の研究交流協定に基づいて、2011年11月23日、中国全国人民代表大会法制工作委員会李飛副主任を団長とする代表団が来日しました。

中国では携帯電話の普及やソーシャル・ネットワークキング・サービスの驚異的な発展により、電気通信関連の分野において様々な問題が生じています。例えば、電気通信設備や基地局等のインフラ建設の問題、電気通信事業者間の競争問題、インターネット上の違法有害情報の対策問題、電気通信分野における個人情報保護の問題などが挙げられます。

今回は「日中における電気通信法」を研究テーマに掲げ、早稲田大学<<企業法制と法創造>>研究所、総務省、立教大学の舟田正之教授、電気通信事業者との間で、日本の電気通信分野における最新の議論と中国が抱える問題をめぐり様々な研究会が開催され、実りのある研究交流が行われました。

現在、中国では電気通信法の制定に向けて国务院や全人代常務委員会法制工作委員会等が議論を重ねている状況がありますが、近い将来、今回の研究成果も取り入れた中国の電気通信法が制定・公表されることが予想されます。

(レポート： GCOE RA 金婧)



小田博GCOE客員教授にメドベージェフ大統領より大統領勲章が授与

本GCOE非常勤客員教授小田博教授は、オックスフォード出版からロシア法のテキストを出版されており、また日英の弁護士としてもロシア法の権威として名高い方ですが、GCOEとロシア最高商事裁判所との交流の窓口も努めていただいております。

このたび、小田先生はモスクワの最高商事裁判所20周年記念国際会議と式典に招かれ、フランス破産院長官やスイスの最高裁長官、フィンランドの長官など様々な外国からの賓客のおられる会議において、「ロシア民法に欠けているgood faithの観念について」というテーマで、ロシア語で講演されました。

翌日、スタニスラフスキー劇場で、裁判官や政府関係者ら500名以上を集めた式典があり、メドベージェフ大統領が出席されました。そこで、最高商事裁判所長官はじめ何人かの上級裁判所裁判官に大統領から勲章が授与され、最後に小田教授にも大統領勲章が授与されました。小田教授は舞台に招きあげられ、大統領からの若干の紹介の言葉の後、直接勲章を授与されました。小田教授は答礼として数分のスピーチを許され、大統領が進める「法治国」建設はロシアの将来にとって非常に重要であり、日本の法律家としてこれに協力したい、と述べられました。

ロシア最高商事裁判所長官をお招きして実施されたGCOEとの研究交流が一つの大きな意義を有したことも確かなようであり、心より同教授に対してお慶び申し上げます。

上村達男 グローバルCOE総合研究所 所長

Symposium & Seminar

本研究所では多くの研究会・シンポジウムが随時開催されています。ここではその一部をご紹介します。

■第二回 「基本的法概念のクリティーク」研究会 (2011/11/16 開催)



【報告者】中村民雄（早稲田大学教授）

【テーマ】「EU市民権の現在—権利創設から20年—」

【司会】須網隆夫（早稲田大学教授）

「市民権」という基本的法概念を題材として、国民・国家の壁を超えたレベルでの成熟市民社会の構築を目指すEUの試みについて、マーストリヒト（EU）条約で創設された「EU市民権」は、EUを、どれほど経済共同体を超えたものへと変質させたかということを中心に論じられました。移動居住の自由、域内移動先国（受入国）での国民との平等待遇の側面に関するEU判例の展開を中心に、EU市民の移動居住権指令（2004年指令）の前後である90年代から2000年代、2010年代の判例からうかがえる、現在のEU市民の地位の権利の「実質」について解説がなされました。

■2011年度JASRAC秋学期連続公開講座[第3回] (2011/11/19 開催)

【開会の辞】高林 龍（早稲田大学教授）

第1部 職務発明と職務著作：第三の制度との遭遇

【概要】

ドイツ特許庁が特許を付与する発明の90%以上は、個人発明家や自営業者ではなく、企業の従業員によるものであるため、ドイツにおいて、職務発明は長い歴史を持ちます。ドイツの特許法は、従業者発明法（Arbeitnehmererfindungsgesetz）という特別法によって従業者に発明のインセンティブを与える一方、著作権法においては、欧州主要国の強い著作者人格権保護の伝統を持ちます。ソフトウェアが著作権保護の対

象となり、その技術保護の重要性が増大してきたことにより、職務著作についても同様な制度の必要性が高まってきているにも拘わらず、職務発明とは異なった状況にあります。このような状況を踏まえて、本セミナーでは、ドイツ知的財産権法の第一人者であるChristoph Ann教授を招き、ドイツ職務発明法の理論的基礎に解説し、なぜ著作権法においては、職務著作について異なる取り扱いとなっているのか検討する講演をして頂きました。その後、日米の専門家を交えたパネルディスカッションで、ソフトウェアの著作権及び特許を受ける権利の帰属及び補償金請求権を中心に比較法的に考察し、知的財産管理実務への影響を議論しました。

【講演者】Prof. Dr. Christoph Ann（ミュンヘン工科大学教授）

【司会】竹中俊子（ワシントン大学ロースクール教授）

【コメント】

竹中俊子（ワシントン大学ロースクール教授）

安藤和宏（早稲田大学IIIPS-Forum客員上級研究員）

中山一郎（国学院大学教授）

【共催】東京医科歯科大学 産学連携推進本部

第2部 ドイツにおける著作権契約法—相当な報酬の請求権

【概要】

わが国著作権法には契約法に関する規定がほとんどなく、そのためわが国でも近時、著作権契約法に関する立法的関心が高まっています。他方、ヨーロッパの著作権法には契約法に関する規定が広く見受けられ、とりわけドイツ著作権法はここ10年ほどの間に従来の契約法規定を大きく改訂して注目を集めています。その内容と議論はわが国にとっても大変示唆に富むもので、今回、ドイツ著作権法の代表的な注釈書として1966年以来改版を重ねているFromm=Nordemannコメンタールにおいて、著作権契約法に関する諸規定の注釈を担当されているJan Bernd Nordemann教授をお迎えし、ドイツにおける著作権契約法について、最近の判例を含めてご紹介いただくとともに、日本法やアメリカ法の観点から考察を加えて、その意義や日本法の将来像について検討しました。

【講演者】 Prof. Dr. Jan Bernd Nordemann（フンボルト大学教授、弁護士 [BOEHMERT & BOEHMERT法律事務所]）

【司会】上野達弘（立教大学教授）

【コメント】

上野達弘（立教大学教授）

安藤和宏（早稲田大学IIIPS-Forum客員上級研究員）

松田政行（弁護士）

【閉会の辞】 飯田香緒里（東京医科歯科大学 研究・産学連携推進機構 産学連携研究センター長 准教授）

※詳しい内容については、知的財産研究センター発行のニューズレターに掲載予定となっております。

■第16回「憲法と経済秩序」研究会

(2011/11/20 開催)

「憲法と経済秩序」第16回研究会では、佐々木弘通 東北大学教授と、戸波江二 早稲田大学教授をお迎えし、報告を行っていただきました。

まず、佐々木弘通教授から、「公用収用を正当化する公共性とは何か——Kelo v. City of New London, 545 U.S. 469 (2005) を素材に考える」というテーマで報告がありました。これまで十分に検討されてこなかった、日本国憲法29条3項における「公共のために」の意義について、合衆国憲法における「公共の用のために」の解釈論の蓄積を持つアメリカ合衆国の憲法理論を参照しつつ、両条項の持つ意義について検討が加えられました。

次に、戸波江二教授が、「経済的自由規制と審査基準論、3段階審査論」というテーマで報告を行いました。報告では、職業の自由の規制に対する規制目的二分論が判例上どのように推移したかという問題について、森林法判決などの具体的な判例を取り上げ解説がなされました。

■国民の司法参加に関する日韓シンポジウム

(2011/12/03 開催)

日本では、2012年に、裁判員法の施行3年目を迎え、その見直しが検討課題となっている一方、韓国でも、2012年に、「国民の刑事裁判参与に関する法律」(参与法)の試験施行が終了し、その本格施行が課題となっています。日韓両国において、同時期に国民の司法参加が大きな課題となっていることから、両国における国民参加の実情と今後の課題に関する国際シンポジウムを開催しました。

【挨拶】

清水 敏 (早稲田大学副総長)

山口 厚 (東京大学教授・日本刑法学会理事長)

申 洋均 (全北大学校教授・韓国刑法学会会長)

【来賓挨拶】島田 仁郎 (日本最高裁判所前長官)

第1セッション

「国民の司法参加の意義と現状—日韓の比較を踏まえて」

【報告者】

河 泰勲 (高麗大学校教授・韓国刑法学会副会長)

井上正仁 (東京大学教授)

第2セッション「国民の参加した公判手続の諸問題」

【報告者】

金 炯料 (ソウル中央地方法院部長判事)

稗田雅洋 (千葉地方裁判所部総括判事)

第3セッション

「国民の参加した裁判手続における検察官・弁護人の課題」

【報告者】

李 東熹 (国立警察大学校教授)

川上拓一 (早稲田大学教授)

第4セッション「刑事裁判に参加する国民に関する諸問題」

【報告者】

申 東雲 (ソウル大学校教授)

椎橋隆幸 (中央大学教授)

【シンポジウム総括】

趙 炳宣 (清州大学校教授)

田口守一 (早稲田大学教授・比較法研究所所長・早稲田大学GCOE《企業法制と法創造》総合研究所副所長)

【共催】早稲田大学比較法研究所 早稲田大学GCOE《企業法制と法創造》総合研究所

【後援】韓国刑法学会



■2011年度JASRAC秋学期連続公開講座[第4回]

(2011/12/03 開催)

第1部

【テーマ】全体的検討、間接侵害、権利制限に係る諸課題

【概要】昨今、急速に展開しているクラウド・コンピューティングに伴って新たに生じうる著作権法上の諸課題について、技術的背景の検討も踏まえて、検討・考察しました。

【司会】平嶋竜太 (筑波大学教授)

【講演者】

奥邨弘司（神奈川大学経営学部准教授）
楠 正憲（マイクロソフト技術標準部部長）

第2部

【テーマ】著作権侵害に係るプロバイダの責任—最新動向と法理の再構築

【概要】いわゆるプロバイダ責任制限法の成立以降、プロバイダをめぐる社会環境が大きく変貌したことを踏まえ、未だに不明確な部分が積み残されているプロバイダの法的責任の内容解明に向けた議論を行いました。近年は、知的財産権の侵害に絡んで、プロバイダの法的責任の及ぶ範囲を拡大しようとする議論が諸外国において盛んですが、こうした諸外国の動向にも目を配りながら、現在の技術的要件を踏まえた議論が展開されました。

【講演者】

田村善之（北海道大学教授）
張 睿暎（東京都市大学講師）
丸橋 透（株式会社ニフティ）
【司会】駒田泰土（上智大学教授）

※詳しい内容については、知的財産研究センター発行のニュースレターに掲載予定となっております。

■上海証券取引所副総経理 周勤業氏講演会
(2011/12/10 開催)



上海証券取引所副総経理 周勤業をお招きし、「中国資本市場の挑戦とチャンス」というテーマで、中国資本市場の現状について、お話いただきました。

【講演者とテーマ】

周勤業（上海証券取引所副総経理）
「中国資本市場の挑戦とチャンス」

【司会・コメント】

上村達男（早稲田大学教授）

【通訳】

呉き（上海証券取引所 公司管理部 経理）

■刑事法グループ第14回研究会

(2011/12/10 開催)

【発表者とテーマ】

松澤 伸（早稲田大学教授）
「デンマーク・スウェーデンにおけるCSRと法人処罰」

10月30日から11月7日にわたって、デンマークとスウェーデンを対象とし、企業法制及び企業犯罪・法人処罰の現状について調査を行いました。本研究会では、その調査結果のうち企業犯罪・法人処罰に関する部分を報告し、刑事法的観点から検討を加えました。デンマークにおいて訴訟法レベルで行われている、従業員＝末端を処罰せず企業を処罰するという方向性といったような、両国の大陸法とも英米法とも異なると思われる独自のシステムについて検討する貴重な機会を得て、わが国の法人処罰のあり方について一定の示唆を得ることができました。

■社会法研究会「新たな所得保障制度—ワークフェアとベーシック・インカム—」

(2012/01/07 開催)

近年民主党政権下で進められている税と社会保障の一体改革は、我が国の社会保障制度に大きな変革をもたらす可能性を秘めた制度改革であり、この改革は最低保障年金の創設等、社会保障法学が対象としてきた制度の中でも、特に所得保障制度に大きな影響を与えるものです。このような現実の制度改革に学問的視座を与える上で有効な議論が、ベーシック・インカム論で、制度としての実現可能性という側面のみならず、新たな所得保障制度の理念を構築する契機を与えてくれるものです。また、それと対置されるワークフェアとともに、生活において所得と労働の関係をどのように考えるか、という問題を中心に据えており、新たな社会法を掲げる本グ



ループが取り組むべきテーマです。

本研究会では、武川正吾 東京大学教授が、「社会保障制度に係わるベーシック・インカムの論点」というテーマで、わが国及び各国の議論の状況をまとめた上で、どのような基本視座を持って議論すべきかを述べられました。続いて、秋元美世 東洋大学教授が、「権利の観点から見たベーシック・インカム」をテーマとし、主に英国のベーシック・インカム論を分析し、権利の観点からどう捉えるべきか論じられました。

■国際シンポジウム「東アジアにおける知的財産の利用システムの研究」

(2012/01/28－29 開催)

本シンポジウムでは、東アジア諸国を中心にみた場合、知財権の譲渡や実施等の許諾をめぐり、どのような問題が存在するかを、各国の知財保護の現状を把握し、そうした問題を解決する法的な方法を、日韓共同提案（本研究グループが2010年に作成）も念頭に置きつつ考察しました。中国、台湾、韓国、日本からそれぞれ報告者を招待し、各国の視点、また学者、実務者、政府関係者といった視点から講演していただき、全体討論を行いました。

開会の辞：木棚照一（早稲田大学教授）

(28日)

<午前の部>

【座長】江泉芳信（早稲田大学教授）

西田雅俊（富士通株式会社ソリューションビジネスサポートグループ知的財産統括部部長）

「中国でのソリューションビジネスにおける知財・情報管理の諸問題」

李明徳（中国社会科学院法学研究所研究員）

「中国の著作権法改正過程における若干の問題」

<午後の部①>

【座長】道垣内正人（早稲田大学教授）

石塚康志（経済産業省経済産業政策局知的財産政策室長）

「技術流出の防止方策としての契約の意味」

若林耕（アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士）

「中国メインランドにおける技術輸出入管理制度の実務」

<午後の部②>

【座長】孫京漢（韓国成均館大学校法科大学教授）

盧泰嶽（韓国ソウル高等法院判事）

「韓国国際私法下におけるライセンス技術移転の法的問題」

李圭鎬（韓国中央大学校法科大学教授）

コメンテーター：中野俊一郎（神戸大学教授）

「知的財産権に関する国際私法原則（日韓共同提案）の下でのライセンス技術移転」

(29日)

<午前の部（10:00～12:00）>

【座長】木棚照一（早稲田大学教授）

張銘晃（台湾台南地方法院判事）

「台湾における知的財産の移転・ライセンスの制限」

野村美明（大阪大学教授）

「日本の知的財産権判例における保護国法の意義」

<全体討論（12:00～13:00）>

【座長】孫京漢（韓国成均館大学校法科大学教授）、木棚照一（早稲田大学教授）



■第17回「憲法と経済秩序」研究会

(2012/01/08 開催)

「憲法と経済秩序」第17回研究会では、赤坂正浩 立教大学教授と、長谷部恭男 東京大学教授をお招きし、それぞれ報告を行っていただきました。

最初に、赤坂正浩教授が、「ドイツ法上の職業と営業の概念」というテーマで報告されました。まず、「職業志向の自由＝営業の自由」という日本の通説的な理解は本当であるのかという問題提起があった後、それに関し、ドイツ営業令における「営業」概念と、ドイツ基本法における「職業」概念が紹介され、そもそも職業として許容されるかという問題、職業遂行、や職業選択の規制の問題などについて分析がなされました。

次に、長谷部恭男教授が、「オッカムにおける法、権利、財産」というテーマで、報告されました。ミシェル・ヴィレイの法思想を手がかりに、権利とは何か、人権を何故観念するのかという点について、報告がなされました。質疑では、ヴィレイの思想的背景や、ヴィレイのいう権利の害悪とは何か、人権論は究極的には道徳論か、などについて活発な議論が行われました。

■国際シンポジウム「大規模事故による環境損害と営業損害—メキシコ湾油濁事故と福島第1原発事故を機縁として」

(2012/01/15 開催)

本シンポジウムは、「大規模事故による環境損害と営業損害—メキシコ湾油濁事故と福島第1原発事故を機縁として」をテーマに、Robert R.M. Verchick教授(Loyola University New Orleans)、大塚直 早稲田大学教授に報告を行っていただきました。Verchick教授は、「BLOWOUT IN THE GULF」というテーマで、メキシコ湾で起きた原油流出事故について、大塚教授は福島第1原発事故による原子力損害の賠償について、それぞれ報告されました。続いて、大塚直教授の司会で、Verchick教授、淡路剛久 早稲田大学教授、大坂恵里 東洋大学准教授をパネリストに、パネルディスカッションが行われました。

■第4回文理融合シンポジウム「ES細胞、iPS細胞の研究推進と法的・知的財産法の問題点」(2012/01/21 開催)

【主旨】

ES細胞やiPS細胞といった幹細胞を用いた再生医療の研究が、「失われた機能を再び取り戻す」という長年の人類の希求が実現可能となると期待され、わが国のみならず全世界で注目されています。その勢いは基礎研究から実践的研究にまで及び、実用化が近いのではないとも言われています。一方、ES細胞を用いた再生医療の研究に対して、倫理的な観点などから実用化には幾多の困難が立ちはだかるのではないとも言われています。2011年10月、欧州司法裁判所は「ES細胞に関する技術の特許を認めない」という判断を下しました。再生医療の最先端の研究と開発によって生み出された技術や手法は知的財産であります。しかし、それらを特許化することは何故認められなかったのか？

本シンポジウムは、ES細胞やiPS細胞などの幹細胞を用いた最先端の再生医療の研究がどこまで進展していて、技術的な課題は何であるのか、さらにそれが実用化される場合の知的財産法上の課題は何であるのかについて、生命科学、医理工学、法学の専門研究者から分かりやすくご講演いただきました。

【総合司会】

高林 龍 (早稲田大学 法学学術院 教授)
朝日 透 (早稲田大学 理工学術院 教授)

【開会の辞】

内田 勝一 (早稲田大学 常任理事)
岩志 和一郎 (早稲田大学 法学学術院長)

【基調講演】

浅島 誠 (東京大学大学院 特任教授 / 独立行政法人 産業技術総合研究所 フェロー)

「幹細胞による再生医療研究における現状と将来の課題」

【講演】

甲斐 克則 (早稲田大学 法学学術院 教授)

「ES細胞・iPS細胞の研究推進をめぐる法的・倫理的課題」

梅澤 明弘 (国立成育医療センター 再生医療センター長)

「ES細胞の最新研究と将来性」

高倉 成男 (明治大学 法科大学院 教授)

「特許制度と生命倫理」

大和 雅之 (東京女子医科大学 先端生命医科学研究所 教授)

「iPS細胞研究の現状と課題」

【パネルディスカッション】

コーディネーター：

朝日 透 (早稲田大学 理工学術院 教授)

福田 八寿絵 (大阪大学 医学系研究科 特任助教 / 早稲田大学 講師)

パネリスト：

浅島 誠 (東京大学大学院 特任教授 / 独立行政法人 産業技術総合研究所 フェロー)

甲斐 克則 (早稲田大学 法学学術院 教授)

梅澤 明弘 (国立成育医療センター 再生医療センター長)

高倉 成男 (明治大学 法科大学院 教授)

大和 雅之 (東京女子医科大学 先端生命医科学研究所 教授)

【閉会挨拶】高林 龍 (早稲田大学 法学学術院 教授)

【主催】早稲田大学 重点領域研究機構 知的財産拠点形成研究所 (IIIPS-Forum)

【共催】

グローバルCOE 知的財産法制研究センター (RCLIP)

早稲田大学 先端科学・健康医療融合研究機構 (ASMew)

早稲田大学 グローバルCOE「実践的的化学知」

早稲田大学 博士キャリアセンター

早稲田大学 日欧研究機構 欧州バイオメディカルサイエンス研究所

早稲田大学 ナノテクノロジーフォーラム

NPO「健康早稲田の杜」

※詳しい内容については、知的財産研究センター発行のニューズレターに掲載予定となっております。

※以下、その他に定期的に開催されている研究会の主なものについて、一覧を掲載します(11~1月)。今後の開催予定・内容、研究会への参加については当研究所のホームページをご確認ください。

■消費者法判例研究会

2011/11/11 第4回

【報告者】三枝健治 (早稲田大学教授)
【テーマ】更新料条項の有効性 判例研究「最判平成23年7月15日」

2011/12/09 第5回

報告者：大澤逸平 (専修大学講師)
報告判決：最判平成22年6月17日 (民集64巻4号1197頁)
参考文献：北居功「本件判批」民商143巻3号358頁

2012/01/06 第6回

報告者：瀬川信久 (早稲田大学教授)
報告判決：最判平成23年7月21日 (判例時報2129号36頁)

■金融商品取引法・アメリカ資本市場法制研究会

2011/11/24

【報告者】村上誠 (平成国際大学)
【テーマ】「ライツ・オフリングの規制 (平成23年金商法改正)」

2011/12/15

【報告者】若林泰伸 (早稲田大学准教授)
【テーマ】「増資の際のインサイダー取引疑惑と空売り規制」

2012/01/26 【報告者】湯原心一 (早稲田大学)

【テーマ】「最近の米国証券関係判例について」
Matrixx Initiatives, Inc. v. Siracusano, 131 S. Ct. 1309 (2011)
Janus Capital Group, Inc. v. First Derivative Traders, 131 S. Ct. 2296 (2011)
Erica P. John Fund, Inc. v. Halliburton Co., 131 S. Ct. 2179 (2011)

■商法研究会

2011/11/10

【報告者】玉井 利幸 (南山大学准教授)
【テーマ】東京地判2011 (平23) 年07月07日 金判1373号56頁 (シャルレ事件)
MBO公表時に株主でない投資者の対象会社・同社取締役への損害賠償請求が棄却された事例
【報告者】米山 毅一郎 (岡山大学教授)
【テーマ】最三小決2010 (平22) 年09月14日 資

料版商事321号58頁 (フタバ産業事件)
金商法上の損害賠償請求の原告募集を目的にした株主名簿閲覧謄写請求が否定された事例

2011/12/01

【報告者】坂本達也 (沖縄国際大学准教授)
【テーマ】最二小判2010(平22)年07月12日民集64巻5号1333頁 (日本アイ・ビー・エム事件)
会社分割と労働契約の承継

【報告者】三浦治 (岡山大学)

【テーマ】東京高判2010(平22)年11月24日資料版商事 322号180頁 (大盛工業事件控訴審判決)
株主総会における議決権行使代理人資格の制限と議長不信任動議の取扱い

2011/12/19

【報告者】高橋 真弓 (一橋大学准教授)
【テーマ】東京高判2010 (平22) 年03月24日 資料版商事315号333頁 (グランド東京代表訴訟事件)
会社に連帯保証をさせた代表取締役の忠実義務違反と利益供与による責任

【報告者】江頭 憲治郎 (早稲田大学教授)

【テーマ】東京地判2010 (平22) 年09月30日 金判1357号42頁 (オクタビアHD事件)
特別目的会社の制度趣旨と法人格否認の法理

2012/01/12

【報告者】鳥山 恭一 (早稲田大学教授)
【テーマ】最三小決2011 (平23) 年04月26日 金判1375号28頁 (株式会社インテリジェンス事件)
株式交換完全子会社の株主による株式買取請求と「公正な価格」

【報告者】稲葉 威雄 (弁護士)

【テーマ】東京高判2011 (平23) 年09月14日 金判1377号16頁 (株式会社松村テクノロジー事件)
未公開株式の非登録業者からの取得者に対する発行会社とその取締役の損害賠償責任

■Organizational and Financial Economics Seminar 2011

2011/11/07 (現代日本社会システム研究所共催)

【報告者】Raghavendra Rau氏 (Professor, Cambridge Judge Business School, University of Cambridge / 高等研究所 訪問研究者)

【テーマ】Overview of asymmetric information and corporate governance: The issues

①Corporate objectives: When does maximizing NPV fail?

②Agency conflicts: Shareholders vs. Stakeholders

③Investment horizons in financial distress

2011/11/14 (現代日本社会システム研究所共催)

【報告者】Raghavendra Rau氏 (Professor, Cambridge Judge Business School, University of Cambridge／高等研究所 訪問研究者)

【テーマ】Overview of asymmetric information and corporate governance: The issues

- ①Corporate objectives: When does maximizing NPV fail?
- ②Agency conflicts: Shareholders vs. Stakeholders
- ③Investment horizons in financial distress

2011/11/21 (現代日本社会システム研究所共催)

【報告者】Raghavendra Rau氏 (Professor, Cambridge Judge Business School, University of Cambridge／高等研究所 訪問研究者)

【テーマ】Overview of asymmetric information and corporate governance: An application Executive compensation

2011/12/05

【報告者】Roshan Ajward (早稲田大学商学研究科大学院生)

【テーマ】Effectiveness of Selected Contemporary Japanese Corporate Governance Reforms in Terms of Earnings Quality: An Empirical Evaluation

【報告者】河西卓弥 (早稲田大学グローバルCOEプログラム 企業法制と法創造総合研究所 客員次席研究員)

【テーマ】Capital Structure and R&D Investment: Evidence from Japan

【コメンテーター】Raghavendra Rau (Professor, Cambridge Judge Business School, University of Cambridge／高等研究所 訪問研究者)

2012/01/30

【報告者】Yuri Biondi (Professor, National Centre of Scientific Research, Ecole Polytechnique of Paris)

【テーマ】Financial accounting and the formation of share market prices : A theoretical analysis through experiment and simulation

イベントのお知らせ

本GCOE主催イベントの最新情報は、ホームページをご覧ください。<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org>

第33回RCLIP研究会「アメリカ特許法の差止請求権制度の差について」

【日時】 2012/03/05 18:30～20:30

【場所】 早稲田大学早稲田キャンパス8号館312教室

【概要】

The International Trade Commission (ITC) became the single most important patent litigation venue in the US, as its requirements for injunctive relief significantly differ from regular US courts. This presentation will compare the requirements for injunctive relief in patent infringement cases in US district courts versus the ITC, and will review the reasons and justification for different requirements.

米国ITCにおける差止による救済の要件は、通常の米国の裁判所とは明らかに違うことから、ITCは、米国における唯一かつ最重要な特許訴訟の場となってきた。本セミナーでは、特許侵害訴訟の侵害差止要件について米国地方裁判所とITCとを比較し、個々の要件の理由づけと正当性について検討する。

【報告者】

クリストフ・ラーデマッハ（早稲田大学高等研究所助教）

【コメンテーター】

竹中 俊子（ワシントン大学ロースクール教授）

（報告は日本語で行われます）

【主催】 GCOE 知的財産法制研究センター(RCLIP)

【共催】 早稲田大学知的財産形成研究所(IIIPs Forum)

【お申し込み】 当研究所Webページよりお申し込み下さい

「地球環境問題と企業の責任」第2回研究会

【日時】 2012/03/08 15:00～18:00

【場所】 早稲田大学早稲田キャンパス 8号館3階会議室

【テーマ】 行政法学からみた原子力規制の特殊性と問題

【報告者】 首藤 重幸（早稲田大学大学院法務研究科教授）

【パネリスト】

首藤 重幸（早稲田大学大学院法務研究科教授）

淡路 剛久（早稲田大学大学院法務研究科教授）

越智 敏裕（上智大学法学部教授）

大塚 直（早稲田大学大学院法務研究科教授）

ご関心のある方は奮ってご参加ください。なお準備の都合上、事前予約を受け付けておりますが予約なしの当日参加も歓迎いたします。（残席数によっては、予約優先とさせていただきます。）

【お申し込み】 当研究所Webページよりお申し込み下さい

編集・発行

早稲田大学グローバルCOEプログラム

成熟市民社会型企業法制の創造 —企業、金融・資本市場法制の再構築とアジアの挑戦—

<<企業法制と法創造>>総合研究所

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1 早稲田大学1号館308-1

TEL: 03-3208-8408 Fax:03-5286-8222

メールアドレス: webmaster@globalcoe-waseda-law-commerce.org

ホームページ: <http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org>

拠点形成責任者: 上村達男

編集: 伊原美喜（グローバルCOE<<企業法制と法創造>>総合研究所 事務局）